

令和 7 年度まちづくり懇談会ふれあいトーク事前質問要望一式(大平地域)

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
1	富田第1	【路上駐車しているトラックについて】 下皆川のウィカーズ栃木店の線路沿いの道路にトラックが日常的に路上駐車しており、通行の妨げとなっている。 主に平日、時々土曜日の早い時で朝の 7 時台から夕方 17 時頃まで路上駐車していて、多いときは 20 台近くのトラックが入れ替わりで路上駐車しており、路上で用を足したり、運転手同士が路上で話していて危険で、アイドリングなどの騒音の問題もある。 ほとんどが近くの工場に木のパレットを積みに来るトラックで、何回会社に電話しても改善されず、警察にも連絡したが、パトロールをしますとの回答であったが、継続的なパトロールがされず状況が改善されない。 住民が通る際に路上駐車が多く、また路上にも関わらず作業していることが多く危険な状況となっている。状況確認して頂き、警告看板の設置や会社への指導などを行い、路上駐車をなくしてもらいたい。	【交通防犯課:TEL21-2151】 ご指摘のような状況では危険ですので、市において路上駐車の状態について現地確認を行い、危険な状況が確認できれば、所属事業所等に、地元自治会から改善の要望が出ている旨をお伝えいたします。 また、地元自治会からの要望として、栃木警察署にもお伝えし、パトロールの強化をお願いいたしました。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
2	富田第1	【公園管理者について】 富田第一自治会では3カ所の公園管理を行っているが、高齢化がすみ、草むしりなどの公園管理への負担が年々増している。公園周辺の班が清掃を毎月1回行っているが、参加者は高齢者が多く、新しく引越してきた若い人の参加は少ない。 また、月1回の除草では雑草の生育スピードには勝てず、雑草が生い茂っていることが多く、子ども達が公園で遊ぶことが少なくなっている。除草への負担が大きいため、雑草が生えてこない地面への切替や防草シート、草の生えにくい土を入れるなど、予算を組んで抜本的な改革をしてほしい。公園管理者に丸投げするのではなく、草刈りを民間委託と公園管理者の半々で行うなど負担軽減策などの制度改善を強く望みます。 公園の木の剪定についても依頼しないとまったく行ってくれません。依頼する前に行えないのでしょうか。 栃木市は公園の遊具が古く、公園の魅力がない。佐野市や小山市は新しい公園や新しい遊具が多く、わざわざ市外の公園に行く人も多いです。 また、使えない遊具に黄色いテープが貼ってありますが、理由も明示せずテープがボロボロになっても遊具が撤去も修理も行われず放置されています。公園管理の予算は一体何処に使われているのか。子育て支援の一環として、魅力的な遊具を設置するなどして公園の充実をお願いいたします。	【公園緑地課:TEL21-2414】 平素より富田第一自治会の皆様におかれましては公園管理を行っていただきましてありがとうございます。 市内には324箇所の公園があり、その維持管理につきましては、各地域の皆様には除草等の管理にご協力をいただいている状況であります。 市といたしましては、引き続き、皆様に出来る範囲でのご協力をいただきたいと思いますところですが、市内には、登録しているボランティアの方に清掃、除草等の美化活動を行っていただく、「アダプト制度」を活用し、維持管理を行っている公園もございます。 自治会の負担軽減策として同制度の利用もご検討いただき、希望される場合は公園緑地課にご連絡ください。 次に、公園内の雑草及び樹木への対応であります。定期的な公園の巡回を行い、適切な維持管理に努め、除草や樹木の剪定等、対応をまいります。 最後に公園の遊具につきましては、大平運動公園には平成4年度から平成22年度にかけて、大型複合遊具を更新及び新設したところであります。他公園におきましても順次更新等は行っていますが、公園の大きさにより、設置できる遊具等は限られてまいりますので、各公園の利用状況等により、順次遊具の修繕や更新を図ってまいります。
3	富田第2	【「栃木市路上喫煙に関するマナー推進条例」について】 喫煙マナーとして、「歩行中の喫煙・たばこの吸い殻のポイ捨て」はしないよう定められているが遵守されていない。 JR 大平下駅に通じる道路では、マナー違反が日常化している。特に、外国の方は条例を知らない方が多いと思われる。 対策として、①外国の方の市内転入時に条例を周知する。②市外在住(通勤者)には、外国の方を雇用する企業(日立栃木工場等)を通じて、条例の遵守について、理解を深めていただく。 以上要望いたします。	【クリーン推進課:TEL31-2447】 市では、喫煙マナーを推進する条例として「路上喫煙に関するマナー推進条例」を制定しており、路上喫煙禁止区域、路上喫煙マナーアップ推進区域を指定することができるとされております。 大平下駅前広場は路上喫煙マナーアップ推進区域とされており、大平下駅に通じる道路は、責務としてマナーを守らなければならない区域としております。 現在、大平下駅に看板の設置をしていますが、これに加えて、国際交流協会や企業を通じた喫煙マナーの周知を行うとともに、外国の方にも分かるよう看板の工夫を行ってまいります。 また、パトロールの強化や、ご要望がありました転入時における周知につきましても、検討してまいります。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
4	富田第5	【下町第2公園木伐採等依頼の件】 前年度は令和6年6月に実施いただきありがとうございました。引き続き、今年度も代採を依頼します。又、ベンチの修繕もお願いします。(2基/4基は前年度修繕をしていただきました。)	【公園緑地課:TEL21-2414】 ご依頼の伐採の件につきましては、今年度も引き続き実施してまいります。また、ご不便をお掛けしておりましたベンチにつきましては、修繕を実施いたしました。
5	富田第5	【富田集会所グランド管理の件】 富田第5自治会としても草刈り及び除草剤散布を行っていますが、定期的に除草剤散布等を栃木市にて行ってもらえないか、ご教示願います。	【大平地域づくり推進課:TEL44-0766】 ご指摘の場所は、富田集会所南側にありました、富田南地域のひろばと思われます。この土地につきましては、地権者の方との協議の結果、当時の4自治会長からも了解を得たうえで、平成20年9月30日に市が管理する広場としては廃止となり、地権者の方へ土地を返還しております。 そのため、維持管理につきましては、グラウンドとして利用している自治会と地権者との間で協議いただきたいと思います。
6	西山田第2	【かかしの里のバス停について】 以前は、かかしの里にバス停がありましたが、現在は設置されていません。今もハイカーの方や、バス停があると思っている方もいらっしゃるのですが、再度バス停を設置していただけないでしょうか。 もしくは、新しいバス停の案内看板を設置していただけないでしょうか。	【交通防犯課:TEL21-2153】 「かかしの里」のバス停につきましては、運行経路等の見直しにより令和2年3月に、「かかしの里東」バス停として、かかしの里バーベキュー場入口、小林栄一ぶどう園付近に移設しております。 なお、今回のご意見を受けまして、かかしの里にバス停移設の案内表示を掲示させていただきました。
7	西山田第3	【西山田ぶどう通り(大中寺入口周辺から白沢園まで)山側樹木伐採依頼の件】 上記通りの山側のり面の樹木が道路側に重れ下がり、大型車両に当たるため、(特に雨天時)代採を依頼します。	【道路河川維持課:TEL21-2773】 ご要望いただきました箇所につきまして、現地を確認し、車道上にせり出し、通行に支障をきたしている樹木につきましては、早急に伐採を行います。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
8	西山田第3	【西山田池上道路拡張補修進捗状況について】 西山田池上池東側(やきそば屋と島田様の間)の生活道路は現状道幅が狭く、緊急車両が通り難い状況にあります。特に池側に面した畑付近は路方がくずれており、落輪の危険があります。 本件は、2019 年 4 月頃住民と行政間で話し合いが行われ、工事に入るかに思われましたが未だに手付かずの状態と聞きました。 話し合い後 5 年が経過しており、どのような状況にあるのか、調査をお願い致します。	【道路河川整備課:TEL21-2407】 ご質問の道路につきましては、既にご要望をいただいている路線であり、順次整備を予定しているところであります。 2019 年(令和元年)に住民と行政間で話し合いが行われたとありますが、2020 年(令和 2 年)11 月に、当時の自治会長と副自治会長が来庁し、要望路線の進捗について確認した事かと思われます。 現在の栃木市における道路整備状況ですが、本年4月時点で208箇所の要望があり、各地域において計画的に順次進めているところですが、事業化するまでには、一定のお時間をいただいているところであります。 本路線につきましても、いましばらくお待ちいただきますよう、お願いいたします。

9	中央町第1	【住みたいと思ってもらえる栃木市にすべき総合的な提案】 高齢者の退会・若年層の入会減により自治会員が減少し、個人経営商店や医院撤退等住環境も悪化している中で、自治会存続問題が浮上しています。 栃木市全体の問題であり、栃木市に住みたい・住み続けたいと思ってもらえるよう、根本的対策を打ち始めないと手遅れになります。副会長の意見を紹介します。 栃木市では正に人口減少と高齢化、災害リスク、観光振興と経済活性化などが課題となりますが、課題を解決し持続可能な発展を実現するためには、まず、市民の負担を軽減し、消費を活性化させることが重要と考えます。しかしながら、地方交付税に依存している現在の財政では、安易な減税は財政を悪化させるので、地方交付税交付金の増加と、新たな経済活性化策が必要となってきます。そこで、以下施策を提案します。 1.段階的な住民税減税 初年度に市民税を5%減税する。(市の税収は約10億円減少する) 2.水道料金の段階的な引き下げ 3年間で水道料金を15%引き下げ。(初年度5%引き下げ) 上記1.2.項により、市民の生活費負担を軽減し消費を活性化させる。 3.需要額の増加による交付税の増額 市職員を100人増員し人件費を年間5億円増加させる。また、建設公債10億円を発行し、道路や公共施設(太平体育館や公民館、児童館)の修理・整備を実施する。これらの施策を行うことにより、基準財政需要額を年間15億円増加させ、地方交付税交付金を増やす。	ご指摘をいただきましたように、本市におきましても、人口減少、特に若い世代の減少に危機感を抱いており、様々な施策を講じております。 具体的な施策としては、安全安心な地域づくりのための治水対策、子どもを産み育てる希望を叶えるための子育て支援、地域経済の活性化や雇用対策としての企業誘致などであり、本市は今後ともこうした施策を積極的に推進していくべきと考えております。 ご提案の施策については、それぞれの担当課において検討させていただきましたので、以下のとおり回答させていただきます。 【税務課:TEL21-2265】 1. 本市の市民税につきましては、地方税法や市税条例の規定に基づき、本市が提供する教育、福祉、まちづくりなどのサービスを提供するための費用として、重要な財源の一つです。 ご提案の市民税の5%減税につきましては、今後も災害を防止するための治水対策や老朽化した公共施設の更新などの多額の費用を要する事業が控えるとともに、市民税は市民の皆様への基本的なサービスを提供するために必要な財源であることから、減税は大変困難な状況にあると考えております。 【上下水道総務課:TEL 25-2104】 2. 水道事業は、地方公営企業法による「独立採算の原則」に基づき、水道利用者からの料金収入によって成り立っておりますが、人口減に伴う料金収入減少や老朽施設の改修費増加により、1㎡あたりの供給単価(収入)を給水原価(経費)が、令和4年度決算において初めて上回り、厳しい状況となりました。 そのため、安全で安心な水を安定的に供給し、災害など緊急時にも対応可能な安定した事業運営とするため、令和6年度に料金改定を行わせていただいたところであり、現時点において、料金引き下げにつきましては、難しい状況であることをご理解いただければと思います。 【財政課:TEL21-2323】 3. 地方交付税上の基準財政需要額につきましては、標準的な人件費・行政経費を算入しており、栃木市に交付される普通交付税は、実職員数及び実経費を算入しているものではありません。 また、道路や公共施設の修繕・整備を実施する際に、地方債を財源とすることで、基準財政需要額を増やすことは可能ですが、後年度に返還を要するため、将来の世代への負担が大きくなることが懸念されることから、実施は難しい状況であることをご理解いただければと思います。
---	-------	---	--

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
9	中央町第1	4.経済活性化との連携 栃木 IC 周辺への企業誘致を強化し、新たな雇用を創出する。小江戸栃木・遊水地等の観光資源を種々PRし、観光客を年間 10 万人増加させる。 尚、栃木市の財政健全化比率ですが、実質赤字比率:健全ラインは 11.25%未満、連結実質赤字比率:健全ラインは 16.25%未満、実質公債費比率:健全ラインは 25%未満(栃木市は現在 10%程度)、将来負担比率:健全ラインは 350%未満(栃木市は 50%程度)となっています。これらの指標から見て栃木市は財政的に比較的余裕があり、提案した程度の減税、需要額の増加、水道料金の引き下げは、財政健全化法を遵守しながら実施可能と考えます。	【産業基盤整備課:TEL21-2376】 【観光振興課:TEL21-2373】 4. 栃木 IC 周辺につきましては、国内大手のデータセンター事業者等の立地が決定いたしました。 特に、データセンターのような最先端のデジタル産業は、成長が期待できる分野であり、今後の同地域への分譲においても、本市の産業の活性化や新たな雇用の創出が見込まれると考えております。 また、本市を訪れる観光客は、コロナ禍で落ち込んだ令和 2 年度以降、徐々に戻ってきており令和 6 年では年間 625 万人あまりとなっております。本市には蔵の街や太平山、渡良瀬遊水地などの様々な観光資源があることから、県外でも広くPRし誘客につなげてまいります。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
10	中央町第1	【新移住者へのごみの分別およびごみの出し方教育方法見直し依頼】 外国人によるゴミステーションへの不法投棄に関して「令和6年度まちづくり懇談会ふれあいトーク」に質問を出し、今回対応報告書をいただきましたが、対応内容に対し再検討をお願いしたいと思います。 1.「本市に外国人の方が転入されてきた際、アプリ『さんあ〜る』のちらし配付及び案内をしているが、インストールの確認はしていない」と回答されていますが、インストール案内だけでは不十分であり、市民生活課窓口は、アプリをインストールさせ1週間分の予定表が表示されるまで確認してください。 不法投棄者、新入居者に確認してもインストールを行なっておらず、またアプリをインストールしても正確に栃木市→町名番地検索まで行き着かず使用出来ない状態の人がたくさん居ます。最近中国人教育時、町名番地まで入力してあげて喜ばれました。 2.「市内の外国人の技能実習生を受け入れている企業や外国人専門学校などから申し込みがあった場合、外国人向けごみ分別講座を実施しており、外国人の方に対し、『さんあ〜る』のインストールを案内しております」とありますが、1項同様案内だけでは不十分であり企業等が自ら確認するように指示すべきです。 尚、企業内で教育しても栃木市に住居が無ければ役に立ちません。住所によってごみカレンダーが確定するので、企業よりもアパートのオーナー及び管理者の元で外国人に教育すべきです。 ごみ分別講座の周知を図るだけでなく、不法投棄時に自ら外国人に指導できるようにするための相手は、アパートのオーナー及び管理者です。これらの方々への周知及び指導も行って下さい。	【クリーン推進課:TEL31-2447】 1. ごみ分別アプリ『さんあ〜る』のインストールにつきまして、昨年度お答えしたとおり、日本人・外国人を問わず、ご案内はできますが、強制できるものではありません。 外国の方の転入届等は、本人が直接窓口にお越しにならず、代理で手続きをされる方が多く、また、入国直後はスマートフォンをお持ちでない方も多くいらっしゃいます。 また、市民生活課、各総合支所市民係の窓口では幅広い手続きを行っており、混雑で長時間お待たせすることも多いことから、「さんあ〜る」アプリインストールのお手伝い、確認を実施することは難しいと考えております。 しかしながら、不適切なごみ出しは、全市的な問題と考えておりますので、適切なごみの排出に繋がるよう引き続き取り組んでまいります。 その一環として、外国の方がより検索しやすく、インストールせずにごみ分別アプリ「さんあ〜る」の機能をお使いいただけるインターネット版「さんあ〜る」を令和7年6月2日より運用開始しております。（日本語、英語、中国語、スペイン語、ネパール語、ベトナム語、韓国語、ポルトガル語に対応） また、外国人在住者の方に対しては、市ホームページや市国際交流協会の広報、多言語情報コーナーなどを通じて、インターネット版「さんあ〜る」を周知し、ごみの分別や排出方法に関する啓発をさらに進めてまいります。 2. アパートのオーナー及び管理者への周知及び指導については、ごみステーションに排出された違反ごみの排出者の特定が難しく、対応が困難であるのが実状です。 なお、ごみステーションへの不法投棄の問題は、地域によって様々であるため、地域クリーン推進員や自治会の皆様と連携し、実態に応じた対策を検討してまいります。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
11	横堀	【空き家の管理について】 現在、自治会内に空き家が数件あり、今後も増えることが予想され、近隣住民の不安の種となっています。 既にある空き家の中には、長年放置され、荒れ放題のものも見られます。木の枝や雑草が公道に出て、通行に支障をきたすものも見られます。また、空き巣が入っている家も少なくないようです。火災の記事も目にします。 地域住民の安全・安心な生活のために、また、栃木市の景観を守るためにも、より踏み込んだ対策が必要だと思われます。 空き家のほとんどは私有地のため、制約があるのは承知しておりますが、通行の妨げになる樹木の伐採や落ち葉の除去だけでも、市にお願いすることはできないでしょうか。	【建築住宅課：TEL21-2452】 ご要望にもありますように、空き家は個人の財産であるため、越境している樹木や雑草につきましては、所有者の方に対応していただいておりますが、著しく通行に支障となる場合には、市において危険排除いたします。 空家対策につきましては、予防・適正管理・利活用に対する施策が必要となりますが、市では、新たな空き家の発生を抑制するため、空き家発生予防セミナーの開催、空き家バンクによる空き家の利活用、老朽化等により再利用が難しい空き家に対する解体補助制度や、空き家の相談・管理から利活用まで幅広く対応する空家等管理活用支援法人を指定するなど、さまざまな取り組みを通して、空き家対策に努めております。
12	川連	【自治会の業務負担の軽減・効率化についての市役所における取り組みについて】 現在、一般企業においては人手不足が大きな問題となっており、生成 AI 等のデジタルを活用し問題解決を図っていると思います。自治会の上部組織である市役所においては、下部組織の自治会の業務負担の軽減・効率化を図るため、どのような取り組みを進めていますか？	【地域政策課：TEL24-0352】 自治会活動業務の負担軽減の一環として、自治会アプリの導入を考えており、どのようなアプリを導入すればよいか、現在検討を行っております。具体的な内容が固まりましたら、各自治会長にお知らせいたします。 なお、自治会は住民の皆様が主体的に組織された任意団体であるため、市役所の下部組織といったものではありません。 自治会は、住民の皆様の声を行政に届けるなど、行政との重要なパイプ役として、なくてはならない存在です。引き続きご理解とご協力をお願いいたします。
13	川連	【バイパス道の反射材について】 県の管轄になってしまうかと思いますが、夜間雨天時に中央分離帯が見づらくなるので反射材の設置を増やす検討をしてほしい。 特に交差点、ソーラー式の赤色 LED の点滅は見づらい。理想は、国道・高速等の黄色点滅が良いが、無理な場合、黒と黄のドラム缶型の格子模様がよい。 分離帯がクランクやカーブの場所には背の高い反射材を設置してもらえると助かります。	【道路河川維持課：TEL21-2773】 道路管理者であります栃木県栃木土木事務所に確認したところ、以下のとおり回答がありました。 『ご指摘の箇所につきましては、現在の反射材の清掃をするとともに、追加設置について検討してまいります』

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
14	蔵井	【自治会に入ってよかったと思えるものを創出できないか】 以前から自治会存亡の危機感をもっており、4月から自治会長になったのを機会に、デジタルの力を借りて役員らの負担軽減、住民間のコミュニケーション向上を目的として「デジタル化委員会」を立ち上げました。 しかし、突き詰めると自治会に入らなければならない理由を自信をもって明言できないという壁にぶち当たっています。自治会に入る意義は例えば「顔の見える・顔がわかることで助け合うことができる」といったものがよく言われるけれど、どうもインパクトに欠けてしまいます。 若い人の心もつかみやすいもの。例えば自治会員だけが参加できる市主催のイベントの開催など、自治会に入った人だけの明確な特権みたいなものを出せないものだろうかと考えています。自治会パスポートみたいなものを作り、それを見せると市内のお店で一定のサービスを受けられるとか。それで増客出来たら、おたがいWinWinです。市にはご苦労かけますが、お店や企業に対して協力を依頼していけば、最初は小さくても次第にお互いメリット感を出せるものにしていけないのでしょうか。 この案に限りませんので、自治会自身も研究し努力していきますが、行政として「自治会に入っていてよかった」と思えるようなものを検討いただけますようお願いします。	【地域政策課:TEL24-0352】 自治会役員の負担軽減として、自治会運営のデジタル化については、非常に有効であると考えており、市及び栃木市自治会連合会では、自治会アプリの導入とその支援策を考えております。どのようなアプリを導入するかは、現在検討中ですが、具体的な内容が固まりましたら、各自治会長にお知らせいたします。 さて、自治会への加入率は減少傾向にあり、特に若い世帯の自治会未加入が顕著であります。ライフスタイルや価値観の変化に伴い、自治会に対する考え方が大きく変化していることと分析しております。 自治会員だけが参加できるような特権やイベントなどの開催について、市が主体となっていくことは、公平性の観点から難しいと考えておりますが、自治会に加入するメリットの紹介や、自治会加入案内の作成など、自治会への加入促進に努めてまいります。 なお、若い世代を対象にしたイベントへの支援につきましては、一般財団法人自治総合センターが実施する「青少年健全育成助成事業」といった助成金など、市補助金以外でも活用できる補助金等がございます。 自治会の予算不足等でイベント等の開催が出来ないなどのお悩みがありましたら、地域政策課においてご案内をいたしますので、是非ご活用ください。
15	蔵井	【自治会再編について】 自治会の単位について思うことがあります。大平地区の自治会数は46ですが、これが多いのか少ないのか、あるいは適正なのか。 実際今の自治会でやろうとしても、少ない戸数ではできることが限られてしまうことを痛感します。戸数のバランスもかなり崩れてきている気がします。そろそろ自治会をバランスよく再編成する必要があるのではないかと。 今すぐではなくても、時間の問題かと思いますので、その展望もお聞かせください。	【地域政策課:TEL24-0352】 大平地域の自治会数は、46自治会ですが、近隣の藤岡地域では、104自治会。岩舟地域では、82自治会ございます。 自治会の再編成、統合につきましては、地域社会の課題や変化に対応するために検討されることが多いテーマであり、その目的としては、人口減少・高齢者への対応、運営の効率化、防災対策等の強化等が考えられます。 自治会の統合については、なかなか難しい問題ではありますが、今後、検討していかなければならない課題として捉えております。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
16	真弓西	【側溝蓋の音対策のお願いの件】 真弓西自治会の1班と2班の側溝蓋は車が通過するたびに音が大きく夜眠れない。平成5年に一度対策していただいたが音は止まらない。至急対策していただきたい。	【道路河川維持課:TEL21-2773】 ご要望いただきました箇所につきましては、ガタツキ防止の対応を実施いたしました。
17	真弓西	【体育館の修繕について】 大平体育館の天井崩落により、昨年より使用禁止のまま令和7年度になり、以前からの継続的な利用者たちの不便さを役所関係者の方々はどうか感じておられるのか。 町内の方、中学生、また大平地区の住民の皆様から利用できない不便さなどの意見はないのでしょうか。 文化祭などでの使用もできず、代替会場探しの困難さ及びクラブ活動の減少による衰退の不安を感じている。	【大平地域づくり推進課:TEL44-0766】 大平体育館天井材が令和6年4月20日に落下して以来、貸出しを中止しておりますこと、市民の皆様にはご不便をおかけしております。 今まで定期的に利用されていた皆様には個別に連絡させていただき、ご理解をいただいて他の公共施設を利用していただいております。また、ホームページ等に掲載し、市民の皆様にも周知を図ってきたところです。 また、文化祭などの催しにつきましては、令和6年度より文化会館を利用するなど、他の公共施設の利用により、対応しております。 大平体育館建設より50年以上が経過し、天井材、雨漏り修繕、耐震補強などを含めた大規模な改修も必要となることが考えられますことから、今しばらくお時間をいただきまして、皆様に今後の方針を明らかにしてまいりますので、当分の間は、他の施設のご利用をお願いいたします。
18	真弓中	【市道市所有地 桜の木 枯れ枝撤去の依頼】 自治会内、日冷工業(株)前の桜の木の管理強化について、昨年も同様の依頼をしたが、特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」の被害により、桜の木の危険な枯れた幹、枝が増えている。 特に立ち枯れ部分が幹の上部で発生しており、手の届かない部分が多く大風が吹き荒れると、枝が落ちてくる。ごみ集積場の付近には枯れた枝が、ぶら下がっている状況下であり、人の往来が多い通勤時など、万が一太い幹、枝が通行人の頭上に落ちたら大変な惨事になってしまう。高所作業車等で撤去を早急にお願ひする。 併せて日立北側の桜並木の立ち枯れでの倒木の危険性があり、道路上に枯れ枝が落ちていて非常に危ない。立ち枯れ枝の撤去も併せてお願いします。	【道路河川維持課:TEL21-2773】 桜の木につきましては、危険な枯れ木や枯れ枝が増えている状況にあり、随時伐採及び枝おろしを実施しているところです。 ご指摘の場所につきましても、現状は把握しており、桜の木の伐採を含め、今後の管理を検討している所でありますので、早急に対応してまいります。 また、日立製作所北側の桜並木につきましては、昨年度より伐採を進めており、今後も計画的に伐採を進めてまいります。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
19	真弓中	【自治会内道路の交通安全対策について】 真弓中自治会内の町田橋西側の十字路は通学路になっており、全方向に一時停止の標識が設置されていますが、一時停止の標識を守らない車両が多くあり、東西方向に「学童・子供に注意」の標識が併設されていますが、不十分な状況にあります。 子供たちを巻き込んだ交通事故が起こる前に、特に東西方向からの車両が必ず一時停止するような安全策の強化を検討していただきたいと思ます。 また、自治会内の道路の路側表示の白線が消えている箇所が多く書き換えを要望しているが、下水工事の終了まで待ってほしいと言われている。 自治会内の全域の下水工事が完了後になるのか、終了した箇所ごとに書き換えを実施してくれるのか確認したい。	【交通防犯課：TEL21-2151】 要望箇所について、現地確認を行いました。ご指摘のとおり、一時停止の標識が全方向に設置されており、東西方向には「学童・子供に注意」の看板も併設されていました。 また、東西方向には一時停止線の前には運転者に注意を促す道路鈺の設置もありました。 標識の充実だけでは抑止力が十分でない可能性があるため、当該箇所の状況について栃木警察署にお伝えし、立哨等を強化していただけるよう申し入れをいたしました。 【下水道建設課：TEL25-2110】 真弓中地区の下水道工事につきましては、令和5年度から整備に着手し、令和10年度に整備完了を予定しております。舗装の本復旧時期については、令和9年度より順次行う予定としておりますので、舗装本復旧工事と合わせて区画線の工事施工いたします。
20	下高島	【河川（巴波川）の掘削改修と鹿島堰自動転倒堰への改修について】 本件につきましては、昨年度もこの懇談会で事前質問をさせていただき、その回答は 1 巴波川の掘削については、令和7年3月までに川島堰～鹿島堰まで実施した。 2 鹿島堰の改築については、時期、構造等協議・検討するとのことでした。 これを踏まえ、今年は次の2点を要望、質問します。 1 当下高島自治会は鹿島堰下流に位置し巴波川の川床掘削は数年前にも実施されましたが、すぐ(2～3年)に工事前の状況に戻りつつあります。工事計画はあると思いますが、地域住民は、前年度実施されました川島堰～鹿島堰間と同様の掘削工事を早急に実施していただくよう強く要望しています。 2 鹿島堰については平成27年の台風18号で堰直下流の両側堤防が半壊する被害を受け、地域住民は堰に大きな不安を抱えています。昨年度の回答にありました鹿島堰改築の検討進捗状況、結果が地域に伝わっていきません。検討、協議の状況や改修工事の実施時期等について教えてください。	【治水対策室：TEL21-2785】 河川管理者であります栃木県栃木土木事務所(改良復旧課：23-3921)に確認したところ、以下のとおり回答がありました。 『・巴波川では、国道50号から主要地方道栃木小山線までの延長約9.2kmの区間において河川の流下断面を確保する事業を令和4年度より進めています。河道掘削については、流下断面の少ないところから順次工事を行っています。昨年度は、鹿島堰上流右岸の掘削を行い、今年度は鹿島堰上流左岸の掘削を行う予定としており、鹿島堰下流につきましても順次行い、事業の早期完成に向けて推進してまいります。 ・鹿島堰の改築については、今年度から地質調査と詳細設計を進めており、詳細設計を進める中で堰の管理団体等関係者とも協議を進めているところであり、協議・設計が完了した後、工事時期が決まりましたら地元へ回覧板等にて周知を図り、改築工事を実施したいと考えています。』 市といたしましても、引き続き事業の推進を要望してまいります。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
21	北武井	【産業廃棄物の処理】 倒産したと思われる(有)ワイエス工業が残した産業廃棄物が、北武井と小山市上初田の境に山積し、依然として放置されています。 本自治会の資料を見ると、平成 13 年頃より本自治会から市当局に撤廃の要望が出ています。 撤去に向けて、本自治会がすべきことは何でしょうか。そして、この件に関する栃木市や栃木県の見解をお教えてください。	【クリーン推進課:TEL31-2447】 当該土地の事業者が倒産した前後より、北武井自治会の皆さまが事業者に対して産業廃棄物の撤去について事業者等に要望していることを本市も把握しております。 この度、改めて本件を所管している栃木県小山環境管理事務所に状況を確認したところ、以下のとおり回答がありました。 『(有)ワイエス工業の対応について、行為者である(株)ワイエス工業に対して撤去指導を実施しています。行為者は、当該地を資材置場として借りている事業者の協力を得て撤去を実施しており、最近は行為者の体調不良により撤去作業が滞っていますが、引き続き定期的に現地をパトロールし、粘り強く対応していきます。』 本市といたしましても、不法投棄監視のパトロールを定期的に継続し、当該土地の状況の変化の確認や、周辺への不法投棄の抑止に努めてまいります。 なお、不法投棄の防止には地域の監視の目も重要です。自治会の皆さまにおかれましては、日常的に周辺を通行する機会も多いと思いますので、状況の変化などがないか気に留めていただき、変化がありましたらご連絡いただければと思います。
22	中央町二丁目	【太陽光発電施設の設置に対しての規制はできないのでしょうか】 大平町蔵井の大平中東側の農地に太陽光発電の計画が示されました。業者側には何度か状況を聞く機会がありましたが、住民の意見を聞いて、市側から業者側に計画に対する指導をできないのでしょうか。	【都市計画課:TEL21-2444】 本市では「栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設置事業との調和に関する条例」に基づき、当該太陽光発電設備設置に対し、指導等を行っています。この条例は自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備の設置との調和が特に必要と認められる地区を保全地区として指定し、当該地区内における再生可能エネルギー発電設備(太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱等)設置に関する全ての事業を許可の対象としています。 ご質問の場所は、上記の保全地区に該当しないため、許可の対象とならない事業ですが、保全地区外であっても、事業面積が5,000㎡以上の場合には届出が必要となります。 本条例の届出に係る事業周知の規定では、事業者は事業に着手する前には近隣住民等に周知を図り、事業への理解を得るよう努めなければならないこととしているため、当該事業者に対し、指導を行ってまいります。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
23	新第2	【排水路について】 近隣住民より悪臭、害虫の苦情がある水路上にカバーを付けて欲しい。	【道路河川維持課:TEL21-2773】 以前から自治会よりご要望いただいておりますが、水路につきましては、近隣の住宅より排水をされている方が多く、蓋を掛ける事が難しい状況であります。今後につきましても、水路の清掃等の地先管理にご協力をよろしくお願いいたします。
24	新第2	【路肩の改修工事】 路肩が崩れているので改修工事をして欲しい。通学路になっているため車とすれ違いするのに危険。	【道路河川維持課:TEL21-2773】 ご要望いただきました箇所につきまして、現地を確認し、崩れている路肩の保護を含め改修工事を検討してまいります。
25	西水代上第3	【西水代生協団地公園遊具使用禁止について】 公園遊具の劣化に伴い貼られた立入禁止のテープが時間の経過と共に雨風によって剥れ、立入禁止を知らずに遊具で遊んでいる子どもたちが散見されます。ブランコについては4月中旬に撤去され、すべり台は最近立入禁止のテープが貼られています。雨風に耐えられるプラスチックチェーンに交換、又は定期的巡回等、状況把握し安全確保してもらえればと思います。遊具の撤去、新設にはどのくらいの期間がかかるのでしょうか。	【公園緑地課:TEL21-2414】 ご指摘のありました公園遊具は経年劣化により利用禁止にしていたため、ご不便をお掛けして申し訳ありませんでした。利用禁止としていた滑り台については撤去いたしました。また、ブランコにつきましては、今年度中に2基設置する予定です。
26	伯仲南	【早急な伯仲信号機交差点の交通事故撲滅】 県道が走っている交差点であり意外と大型車両が多い。接触事故など未然防止する上で、特に交差点付近の「右折車線」「車線」「横断歩道」「停止線」「自転車道」等の白・黄色のラインが消えていたり、消えかかったりしているために、早急な安全対策をお願いします。多くの方々の要望も聞いています。	【交通防犯課:TEL21-2151】 要望箇所について、現地確認を行いました。白色の中央線及び外側線については、県道の道路管理者であります栃木土木事務所が権限を有しておりますので、市からご要望の内容についてお伝えいたしました。また、黄色の中央線や横断歩道については、栃木県公安委員会が権限を有しておりますので、市から栃木警察署にご要望の内容についてお伝えいたしました。
27	伯仲南	【「伯仲農村婦人の家」敷地内樹木伐採依頼】 「大きな木」及び「イチヨウの木」ですが特に秋～冬の時期及び悪天候時に、風などにより小枝・枯れ葉・実が地面に落ち散乱するため、スムーズな対応をお願いします。	【農業振興課:TEL21-2383】 大変ご迷惑をおかけして、申し訳ありません。ご要望のありました大平農村婦人の家の落ち葉等の片付けにつきましては、これまで冬の時期に年1回実施しておりますが、落葉の状況を見て、散乱しないタイミングで実施いたします。また、実施回数や、伐採につきましても検討してまいります。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
28	上牛久	【地区内水路の管理について】 私ども自治会内には松金産業に隣接する東側に、南北にわたり約 150 メートルの水路が設置されております。 通常は水路東側にお住いの住民の生活排水と松金産業からの若干の排水のみが流れており、水路の大きさが幅 80 センチ高さ 80 センチと通常の排水路(側溝)に比べ大変大型の水路であるため平時の水の流れは殆んど無い状態で、よどんだ水による悪臭と害虫の発生に大変困っております。 これまで行政にも何度か問い合わせを行いましたが、個人で使用されている水路に関しては使用者による管理が基本との回答で、これまでは近隣住民の方々が定期的に清掃活動等行い管理をまいりました。 しかしながら、大変大型の水路である上に清掃作業のためには 2m 近くある急斜面を降りなくてはならず、作業実施は困難を極め、昨年度には清掃にあたった女性が足をくじかれる事故も発生いたしました。 個人で管理するには過剰に大きな水路に加え、近隣住民の高齢化も進み、管理作業に大変な負担が生じており、今一度、個人の排水用のみを目的として設置された水路なのか、農業用水路または大雨の際の放水路など他の使用目的も前提として設置された水路ではないのかご確認をお願いし、助成をお願いできる部署などありましたら、是非とも管理の一部の手助けをお願いしたく、よろしくお願いいたします。	【農林整備課:TEL21-2387】 当該水路は、かつて農業用排水路として整備されたもので、土地改良区が所管する施設であります。現況では農業用としての利用はほとんど無く、周辺宅地の生活排水や雨水排水の受け皿としての役割を果たしています。 このため、清掃などの基本的な維持管理については、地域住民の皆様による対応をお願いしておりますが、ご指摘のとおり水路は規模も大きく、斜面も急であることから、高齢化が進む地域において清掃作業が困難となっている現状については十分に理解しております。 市といたしましては、土地改良区をはじめ関係各課と協議のうえ、今後の施設のあり方や地域の皆様が安全に作業できるような支援について検討してまいります。 【下水道建設課:TEL25-2109】 ご要望の地区は下水道の未整備の地区となりますことから、家庭等から出る生活排水はトイレや風呂、台所の排水を処理する「合併処理浄化槽」と、トイレの排水のみを処理する「単独処理浄化槽」を通して水路に放流されていると考えられます。 この排出される生活排水が適切に処理されないまま放流されますと、公共用水域等の汚れの原因となりますことから、検査機関による年 1 回の水質検査が義務となっており、検査が未受検あるいは水質に問題がある場合の報告があった際には、市より、使用者の方に検査の受検や適切な管理を行っていただくようお願いしていくことになります。 当該地区の浄化槽につきましては、現時点で問題の指摘はありませんが、引き続き適切に管理していただくことで、快適な生活環境が確保されるよう、市としても注視してまいります。 【環境課:TEL21-2422】 原因が特定されれば、当課で現場を確認し注意する旨のお願いをまいります。